

お知らせ

先着＝先着順 **抽選**＝定員を超えた場合抽選
無料＝料金無料 ☎＝電話 ☒＝ファクス
☒＝Eメール HP＝ホームページ
江別市のホームページアドレス
<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp>

税・証明

夜間・日曜納税窓口

●夜間納税窓口

日時／毎週木曜日20時まで。

●日曜納税窓口

日時／4月27日(日)10時～15時。

場所・詳細

納税課(市役所本庁舎12番窓口)
☎381・1013

夜間証明交付窓口

日時／毎週火・木曜日20時まで。

場所／市民課。

●夜間窓口で受け付けする証明

住民票(広域交付を除く)、印鑑

証明、印鑑登録、戸籍全部(個人)

事項証明など。転出届や転入届などの

異動届はお受けしていません。

税金の納め忘れはありませんか？

納税が滞ると、税法の定めにより延滞金が加算されることになるほか、財産(給料・預貯金・自動車・不動産など)が差し押さえられることもあります。
税金の納め忘れがないか、いま一度ご確認をお願いします。なお、納税課では納税相談を受けていますので、ご相談ください。

☐座振替の利用をおすすめしています

市内中学生の税の標語から
税に関する標語 札幌東税務署長佳作
江別第三中学校 佐藤 堀太さんの作品
“将来の自分と未来に納める税”

詳細 納税課 ☎381-1013

●印鑑登録など本人確認書類

次のいずれかを提示してください。

①運転免許証、パスポート、写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書など官公署が発行した顔写真付きの書類／1点。

②健康保険証、年金手帳、年金証書のいずれか1点以上と身分証明書(写真付き)、各種受給者証などの書類／計3点。

●電話予約が必要な証明

所得証明、課税証明、納税証明などは市民課へ要予約。

詳細

市民課市民係 ☎381・1020

市民課課市民係 ☎381・1012

固定資産の「縦覧制度」と「閲覧制度」

●縦覧制度

平成26年度の「土地価格等縦覧帳簿」や「家屋価格等縦覧帳簿」に

記載された土地や家屋の評価額を比較し、自己資産の評価額の適正さを判断できる制度です(償却資産は縦覧の対象外)。土地の評価額の下落修正を行った地区の一覧表や、路線価図なども縦覧可。 **無料**

●対象／固定資産税の納税者(個人は同居親族を含み、法人は代表者)、代理人。納税管理人。
※土地や家屋を所有していない方、課税されていない方は縦覧不可。

●閲覧制度
自己の所有する資産が記載された課税台帳を見ることができ、制度です。所有する土地・家屋を納税義務者ごとにまとめた台帳(名寄帳)の閲覧可。

●対象／固定資産税の納税義務者(個人は同居親族を含み、法人は代表者)。代理人。納税管理人。借地人・借家人などの土地・家屋で使用や収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)がある方関係ない土地・家屋は閲覧不可。

●手数料／1件につき300円。
※期間中は現年度に限り無料。

●共通事項
期間／4月1日(火)～6月2日(月)8時45分～17時15分(土・日・祝日を除く)。
持ち物／個人と納税管理人の場合：本人の証明ができるもの(運転免許証など)。法人の場合：代表者印もしくは代表者印を押しした委任状(様式は任意)と代表者もしくは代理人であることを証明できるもの(運転免許証など)。名刺などは不可。代理人の場合：委任状(様式は任意)と代理人であることを証明できるもの(運転免許証など)。閲覧制度では借地人・借家人などの場合：本人の証明ができるもの(運転免許証など)と権利関係を証明する書類(賃貸借契約書など)。

会場・詳細
資産税課 ☎381・1404

福祉・健康

自立支援医療(精神通院)

精神疾患のため通院が必要な方の医療費の一部を公費で負担します。原則として医療費の1割が自己負担となります(所得に応じて上限額あり)。この制度を利用するには、事前申請が必要です。有効期間は1年で、有効期限の3か月前から更新手続きができます。氏名・住所・健康保険証・医療機関・薬局が変更になる場合も事前に手続きが必要です。

申請書類／①自立支援医療申請書。②診断書(所定の様式。更新時、不要の場合あり)。③健康保険証。④住民税の課税証明書(省略できる場合あり)。⑤住民税が非課税世帯で、遺族年金・障害年金および非課税収入がある方は、本人の収入額が分かるもの。⑥印鑑。

申請先・詳細

福祉課障がい福祉係
☎381・1031

心触れ合う時を、真心でサポート。

仕出し料理



ご予約は TEL.382-3234

URL <http://hayashi-shidashi.co.jp/>

- ◎会場費無料
- ◎祭壇使用料無料
- ◎光熱費無料

☎法事・ご宴会専用会場です。

■野幌セレモニーホール **はやし**
江別市野幌町54-5 TEL.381-8766

■大麻セレモニーホール **はやし**
江別市大麻中町26-11 TEL.388-7707

市民斎場総合ホール

北野華苑

市民の皆様を支えられ100有余年、これからも皆様とともに...

有限会社北野葬儀社

江別市2条5丁目 ☎011-382-2332

野幌

江別市野幌末広町31-2

江別

江別市一番町4番地2

一般葬・家族葬
社葬・音楽葬など
葬儀のことなら
ご相談ください。

自立促進交通費の申請

身体障害者手帳・療育手帳所持者、精神障がい回復者で、自立を目的に公共交通機関を利用して障がい福祉サービス事業所、地域生活支援センターなどの施設に通所している方に、交通費の一部を助成します(通所する施設によっては対象にならない場合があります)。

受付期間／後期分(平成25年10月～平成26年3月分)を4月10日(木)まで。

助成額／実際に支払った交通費の2分の1。

申請書類

- ①心身障がい者自立促進交通費助成申請書(通所先の証明が必要)。
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(ない方は不要)。
- ③定期券を利用している方は定期券の写し。
- ④印鑑。

※申請書は申請先で配布している

善意に感謝します



今年1月中旬にご寄附をいただき、公表に同意いただいた法人です。

一般寄附

一般社団法人江別建設業協会
500,000円

詳細 契約管財課 ☎381-1147

ほか、市HPからも入手可。
申請先・詳細

福祉課障がい福祉係
☎381・1031

障がい者手帳の住所・氏名変更の手続き

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、住所・氏名の変更をした場合は、手続きが必要です。

必要な物／①現在お持ちの障がい者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)。

②印鑑。※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、札幌市または道外から転入する場合のみ、写真(縦4cm×横3cm)1枚。

申請先・詳細

福祉課障がい福祉係
☎381・1031

視覚障がい者生活訓練講習会

目の不自由な方を対象に、日常生活に必要な訓練(点字、機械り、歩行訓練など)を行います。情報交換の場にもなりますので、ぜひご参加ください。

無料

日時／4月15日(火)～12月の原則第1・第3火曜日(全16回)、10時～15時。

会場／市総合社会福祉センター(錦町14-87)。

定員／10人程度。
申込方法／4月10日(木)までに電話

申込。締め切り後も途中参加の受け付け可。
申請先・詳細

福祉課障がい福祉係
☎381・1031

手話講習会



対象／市内に在住、在学、在勤の高校生以上の方。

期間／5月8日(木)～12月18日(木)(開講式5月8日(木)18時45分)。

会場／総合社会福祉センター(錦町14-87)。

コース名	日時	料金 (テキスト代)
入門コース 初心者の方。	毎週火曜日 昼の部 10:00～12:00 夜の部 18:45～20:45	3,240円
基礎コース 入門コース修了の方 または同等レベルの方。	毎週木曜日 夜の部 18:45～20:45	3,240円
手話通訳者養成講座 手話通訳を目指す方。 基礎講座以上を修了の方 または同等レベルの方。	毎週木曜日 夜の部 18:45～20:45	3,024円

※手話通訳者養成講座のみ、選考会(実技試験)を4月17日(木)18時45分から実施。出席できない方は受講できません。受講希望者が少数のときは、開講しない場合もあります。

申込方法／手話講習会受講希望、コース名、希望の時間、住所、電話番号、氏名(ふりがな)、性別、生年月日、過去の受講歴の有無(ある場合はその内容を記入し、4月11日(金)(必着までに、電話、はがき、ファクス、Eメールで申し込み)。

申請先・詳細
福祉課障がい福祉係
☎067-8634 高砂町6
☎381・1031 FAX381・1073
✉fukushi@city.abetsu.lg.jp

地域健康づくり推進事業補助金

市民と地域の健康づくりの推進を図るため、市内のボランティア団体などが地域健康づくり推進員とともに、健康の保持増進や疾病の予防のために行う事業や講演会、研修会などに対して補助金を交付します。

5月30日(金)まで申請受付を行い、申請内容を審査して今年度の補助事業を決定します。

6月以降も予算の執行状況によつては随時申請を受け付けますのでご相談ください。

申請先・詳細
保健センター ☎385・5252

新築・増改築 住まいに関することならどんな小さな仕事でもします。安心してお電話ください。

りつオームの船木

捐をするか 得をするか お客様は業者選びから!

創江別で創業56年!

特定建設業/1級建築士事務所

船木建設 株式会社

江別市元江別本町20-1(3番通り6丁目角)

TEL(011)382-3353

建築屋です。安心を売ります。

ごまかしません

自社の大工が直接施工(木工事他) 押し売りはしません
工事代金は完成後。500万円以下 前金、手付金はいただきません。

第16回 建築祭り 場所:当社敷地内

●4/19(土)9:00~17:00 ●4/20(日)9:00~15:00
どんな事でもお気軽にご相談ください。お待ちしております。